

競馬法の一部を改正する法律案の概要

現状と課題

- 競馬の国際化の進展等により、国内競走馬が海外競馬へ出走することが多くなり、国内の競馬ファンの関心も高まってきているが、現行競馬法では、日本中央競馬会等が海外競馬について勝馬投票券を発売することはできない。



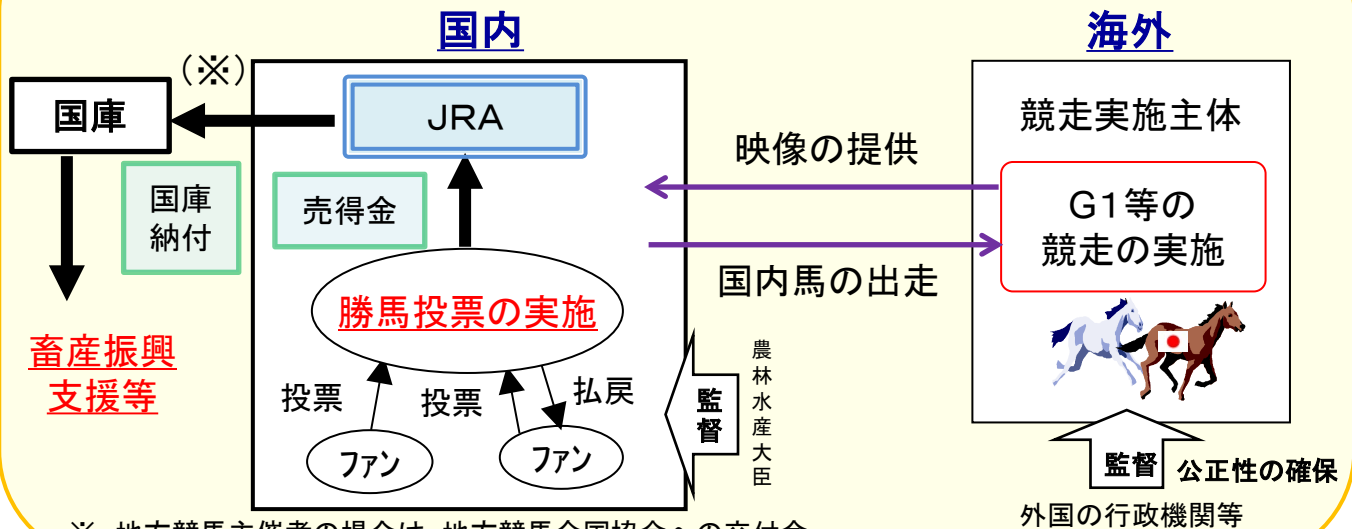
- ・ 国内競走馬が出走しているにもかかわらず、勝馬投票券の売上げを原資とした畜産振興等の公益への貢献ができない状況。
- ・ 有力馬が国内競馬に出走しなくなることに伴う売上げの減少への懸念。

改正の概要

1 海外競馬の勝馬投票について

日本中央競馬会又は地方競馬主催者は、農林水産大臣の認可を受けて、海外競馬の競走(国内競走馬の出走により畜産振興に寄与すると見込まれるものとして農林水産大臣が指定するもの)についての勝馬投票券を発売することができることとする。(第3条の2、第6条(第22条において準用する場合を含む。))及び第20条の2関係)

(参考)国内における海外競馬の勝馬投票券発売イメージ(JRAの場合)



※ 地方競馬主催者の場合は 地方競馬全国協会への交付金。

2 その他(競馬の監督体制の整備について)

主として地方競馬の監督を円滑かつ合理的に行うため、競馬主催者に対する報告徴求、立入検査、指示の権限等を地方支分部局の長に委任する。(第29条の3関係)

期待される効果

海外競馬の競走についての勝馬投票券の売上げを原資として、畜産振興、社会福祉等の公益への貢献がより一層図られる。